

社会復帰促進等事業に係る平成27年度評価の平成29年度概算要求への反映状況(平成27年度評価がCの事業)

資料2-4

【C評価の事業で、減額要求を行っているもの】

(単位:千円)

28年度 FDGA 評価番号	27年度 PDCA 評価番号	27年度 評価	事業名	事業概要	29概算要求における見直し内容	平成28年度			平成29年度 要求(③)
						当初予算(①)	補正(②)	補正後(①+ ②)	
16	17	C	長期家族介護者に対する援護経費	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。	重度被災労働者を長期間介護していた遺族にとって、その生活の激変を緩和し、自立した生活への援助を行うことが肝心であり、本事業を引き続き実施することとし、平成27年度の執行実績を踏まえ、概算要求を行うこととした。 平成27年度は、支給決定までに要する期間が1ヶ月を僅かに超過したが、申請者にその旨を連絡しなかった事案が2件あった。処理期間に1ヶ月以上を要した事案及び要することが予想される事案については、担当者から処理状況等を申請人に支給決定に要すると予想される期間及び当該機関を要する理由を連絡するよう、改めて都道府県労働局、労働基準監督署に通知し、迅速・適正な処理の実現に努める。	55,000		55,000	34,000
-	26	C	労働災害減少のための安全装置等の開発に関する調査研究	小売業等における労働災害発生件数を減少させるため、業界団体等に「専門検討委員会」を設け、小売業等に係る団体や事業場に、労働災害の防止に有効な設備、装置等に関するニーズの収集を行った上で、現場で必要とされている安全装置等の開発について検討し報告書に取りまとめ、今後の保護具や安全装置の開発促進及び普及に活用する。	廃止(平成27年度限りの事業)	0		0	0
54	58	C	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を行う。	労働災害の発生状況を分析し、職種別セミナーの開催や地域に応じて災害の多い業種の専門家による講義の実施、他の委託事業で実施している技能実習生に対する母国語電話相談や技能実習生手帳(安全衛生関連情報が記載)の周知を併せて行う等、効果的・効率的に実態に即した事業実施を行う。 なお、「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が成立した場合には、本法案に基づき創設される外国人技能実習機構が本事業を承継する(事業番号52「外国人技能実習機構に対する交付金」でH29概算要求)ため、本事業は平成29年4月～6月分の費用を計上している。	65,498		65,498	23,466

社会復帰促進等事業に係る平成27年度評価の平成29年度概算要求への反映状況(平成27年度評価がBの事業)

【B評価の事業で、増額要求を行っているもの】

(単位:千円)

28年度 PDCA 評価番号	27年度 PDCA 評価番号	27年度 評価	事業名	事業概要	29概算要求における見直し内容	平成28年度			平成29年度 要求(③)
						当初予算(①)	補正(②)	補正後(①+ ②)	
18	19	B	労災特別介護支援経費	在宅で介護を受けることが困難な高齢者災害被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行う。	アウトプット指標はわずかに目標に届かなかったことから、受託者からの適時の状況把握及び必要な指導を行う。さらに当該としても本事業について、①全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じ職員へ周知し、年金支給決定時に職員から入居者に対する説明及び周知を実施すること等、②全都道府県の障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対し本事業を紹介すること等をそれぞれ依頼するなど、入居率向上のための取組を引き続き行う。また、平成29年度以降の次期調達においては、受託者に対し、自己都合により退去する者について可能な限り具体的な退去理由を把握し、定期的な報告を行うことを求める予定としているため、当該理由を分析し必要な対応を行うことで退去者の抑止を図り、上記の取組と併せて改善を行う。 なお、本事業については、平成29年度から平成31年度までの次期契約のため、本年度「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札を実施する予定であり、競争性とサービスの質の確保が強く求められている。このため、平成29年度概算要求においては、人員配置の効率化を進める一方、福祉車両(マイクロバス等)の更新費用を計上したこと及び介護分野の人手不足という厳しい環境下で質の高い事業を安定的に実施できるよう賃金水準の上昇を見込んだことにより、平成28年度に対して増額要求となっている。	1,901,928		1,901,928	1,958,244
24-1	28-1	B	安全衛生啓発指導等経費	労働災害防止活動の基本である、事業者及び労働者の安全衛生意識の徹底を図るとともに災害防止活動を効果的に促進させるため、無災害運動の奨励や安全衛生教育の実施を行う。	悪天候等が原因で都道府県労働局安全衛生専門家会議を開催できなかった2県においても、後日資料を送付し、別途委員より意見を求めること等により、安全衛生施策への反映ができており、事業は効果的に実施できているものと考えられるので、今後も必要な予算を確保し、適正な執行に努める。 なお、監督・安全衛生指導のための備品を整備するため、増額要求を行っている。	119,509		119,509	135,722
28	32	B	職場における受動喫煙対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場に対してデジタル粉じん計等の測定機器の貸出しや喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導を実施するとともに、喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。	平成27年度は補助金の審査の厳格化等の理由によって利用実績が伸び悩んだが、補助金の申請件数自体は引き続き増加傾向にある。今後も受動喫煙防止対策の強化を図るため、助成金の支給見込み件数を見直し、増額要求を行っている。	981,736		981,736	1,032,972
36	41	B	過労死等防止対策推進経費	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ ①過労死等に関する調査研究 ②過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるための周知・啓発 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施する。	過労死等防止対策推進シンポジウムについて、平成27年度は事業実施初年度で事前調整に時間を要したこと等により、参加者が目標の2/3程度にとどまったところである。平成29年度概算要求においては、平成27年度に参加者実績を踏まえ、各会場ごとの参加者規模を細分化することにより1か所当たりの平均所要額を縮減する見直しを行ったところである。また、運用上の見直しとして、平成28年度から、①周知期間を確保するため委託事業の契約の早期締結、②参加に向けた関心を惹くための講師、講演内容を変更するなどの工夫、を行っており、平成29年度においても参加者確保に向けて実績を踏まえた見直しを行うこととしている。 さらに、昨年7月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき対策を進めるため、①シンポジウムの開催箇所数の増、②調査・研究の対象業種の増を概算要求に反映させている。	234,033		234,033	287,372
38	43	B	治療と職業生活の両立等の支援対策事業	平成28年2月に取りまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のガイドライン」について、情報の充実のための専門家による検討を進めるほか、その周知を図る。	平成27年度はガイドラインの周知期間が短く、十分な周知を行うことができなかったが、平成29年度以降も年間を通じてガイドライン及び疾患別留意事項を効果的に周知するため、周知の方法を見直すとともに、ガイドライン等の内容の拡充を行うため、増額要求を行っている。	9,891		9,891	11,074
57	61	B	産業医学振興経費	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法律に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成及び産業医の資質向上研修に対して助成する。	学生に貸与する修学資金に要する経費の増、医学教育の国際基準に準拠した臨床トレーニング施設の整備(新規)等、産業医の養成、産業医学の水準向上のために専門的な取組に対し、増額要求を行っている。 平成27年度アウトプット指標(医師国家試験の合格率)が未達成であった原因としては、成績下位者が不合格となったことが原因と考えられることから、成績下位者に対し低学年からの学力向上のための個別指導を強化すること等により底上げを図ることとしている。	5,478,515		5,478,515	5,648,559

58	62	B	第三次産業労働災害防止対策支援事業	第12次労働災害防止計画に基づき、腰痛による労働災害が多発している介護施設及び医療保健施設を対象に腰痛予防教育・対策の講習会を実施するとともに、新たに、児童福祉施設を対象として講習会を実施する。 また、小売業等の第三次産業における労働災害を防止するため、経営トップ(多店舗展開企業等)を対象としたトップセミナー、事業場の安全管理を担当する安全推進者を対象とする研修のモデルテキスト等の作成、リスクアセスメントの導入促進マニュアルの作成を行う。	本事業のうち成果目標を達成できなかった事業については、当初予定どおり平成27年度限りで廃止した。 成果目標を達成できた腰痛予防教育・対策の講習会においては、平成29年度から実技を交えたより実践的な指導を行うため、増額要求している。 また、経営トップ(多店舗展開企業等)に対するトップセミナーの開催等の経費を新たに要求している。	25,197		25,197	59,779
66-1	72-1	B	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和对策の推進 (過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)	労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	過労死ラインである月80時間を超える所定外労働時間の状態を改善するためには、その前提となる週労働時間60時間以上働く労働者を減らす必要がある。そのため働き方の見直しに取り組む中小企業事業主に対して支援を行う必要があることから、引き続き、本事業を実施することとした。 その上で、職場意識改善助成金について、既存の職場環境改善コース及び所定労働時間短縮コースの執行実績を踏まえ概算要求額の削減を図ったところである。一方、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、勤務間インターバルの自発的導入を促進するため、専門的な知識やノウハウを活用した助言・指導、こうした制度を積極的に導入しようとする企業に対する新たな支援策を展開することとされたことを踏まえ、勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対して助成する勤務間インターバル導入コース(仮称)を新設するため、全体として、増額要求を行った。 なお、平成27年度の職場環境改善コースが未達成であった主な原因としては、承認申請後申請の取下げ等により支給に至らなかったケースがあったことなどが考えられる。また、所定労働時間短縮コースが未達成であった主な原因としては、平成27年2月13日の労働政策審議会建議において、特例措置対象事業場の範囲の縮小を図る方向で、労働基準法改正法案の成立後、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当とされていたが、現段階では、特例措置の縮小について具体的な時期が未定であり、事業主に所定労働時間短縮のインセンティブが働かないことから、申請が伸びなかったことなどが考えられる。さらに、制度概要のパンフレット及びリーフレットを関係団体等へ積極的に配布して周知広報を行ってきたところであるが、事業主が、本助成金の活用にあたって、どういった設備等を導入すればよいのかかわからないなど、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進、所定労働時間の短縮のための具体的な方法をイメージできなかったことなども原因と考えられる。 このため、中小企業事業主における利用促進を図るため、事業主に対する周知等において、前年度に引き続き、関係団体に対し活用促進のための周知依頼等を積極的に行うとともに、関係団体の機関誌における掲載内容等について本助成金の活用に繋がるような内容とするなどの工夫を行っている。	1,967,379	33,943	2,001,322	2,131,294

社会復帰促進等事業に係る平成27年度評価の平成29年度概算要求への反映状況(平成27年度評価がBの事業)

【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】

(単位:千円)

28年度 PDCA 評価番号	27年度 PDCA 評価番号	27年度 評価	事業名	事業概要	29概算要求におけるの見直し内容	平成28年度			平成29年度 要求(③)
						当初予算(①)	補正(②)	補正後(①+ ②)	
26-4	30-4	B	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の施設内の緊急医療体制強化への支援)	東電福島第一原発事故直後、構内での被災労働者に対する被曝量の測定、除染、トリアージ、初期救命措置、搬送先の選択等の対応を行う医師、看護師、診療放射線技師等の専門スタッフによる診療体制が不十分であり、医療体制が十分に確保出来なかったところである。このような状況を踏まえ、現在は医師等によるネットワークを構築し、専門スタッフによる支援等を行っているところであるが、今後も当該ネットワークの確保を図るとともに、他の原発への拡大、専門人材の育成、原子力施設内外の連携強化、被災者搬送訓練等の実施などが必要であるため、これらに要する経費の一部を支援する。	廃止(平成28年度限りの事業)	37,026		37,026	0
40	45	B	働きやすい職場環境形成事業	労務が具体的な取組を行うにあたってのノウハウを提供する等、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた周知・広報及び労使への支援策の充実を図る。	ポータルサイト「明るい職場応援団」のアクセス件数が周知不足から、目標値に達しなかったことを踏まえ、厚生労働省のTwitter等でさらなる周知を図るとともに、ポータルサイトのコンテンツのさらなる充実を行うなどして、アクセス件数の増加を図る。平成29年度は、平成28年度に実施した実態調査を踏まえ、新たに企業の担当者や労働者の対話に基づく今後の施策の検討や、企業に対して自律的にパワーハラスメント対策の取組を指導できる人材を育成するための研修を実施することとしているなど、事業内容を見直したため、結果として、減額となったもの。	125,313		125,313	120,555
41	46	B	建設業等における労働災害防止対策費	建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占める状況が続いており、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及率が依然約31%に留まっていることから、引き続き安全な足場の一層の普及を図る。 東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われ、多数の中小事業者が参入していることから、労働災害の発生が危惧されるため、中小事業者を重点対象として、岩手県、宮城県、福島県、熊本県、大分県に安全衛生対策の拠点を設置し、安全専門家による巡回指導等の復旧・復興工事における安全衛生確保を支援するための事業を実施する。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、首都圏で増加する建設工事における労働災害を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規入職者や管理者等に対する安全衛生教育、外国人建設就労者に対する安全衛生教育を実施する。 建設工事の発注・設計段階における労働災害防止対策を図るため、安全衛生経費の確保に向けた啓発、安全性に配慮した建築物等の設計に関する国内外の調査を実施する。 建設業と人材の相互流動が大きい造船業の外国人就労者に等に対する安全衛生教育を実施する。	本事業のうち成果目標を達成できなかった事業については、当初予定通り平成28年度限りで廃止としている。 また、成果目標を達成できた事業については、事業の執行状況を踏まえて、引き続き要求を行うとともに、熊本地震の復旧・復興工事における安全衛生確保支援等を行うため、増額要求を行っている。	461,291	54,212	515,503	496,707
42	47	B	荷役作業における労働災害防止対策経費	平成25年3月に策定した、荷役作業の安全対策ガイドラインの周知のための研修会を開催し、また、本ガイドラインを踏まえて、専門家を派遣して、個別の事業場に対して安全診断・改善指導を実施するとともに、荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会を開催する。	平成27年度の研修会参加人数の実績を踏まえ、講習会の開催規模に見合った経費となるよう減額要求を行っている。	31,224		31,224	31,119
49	55	B	未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費	これまでに厚生労働省が作成した日本人向けの未熟練労働者に対する安全衛生教育に必要なマニュアル(陸上貨物運送事業、商業)について、外国語に翻訳し、事業場の外国人労働者に対する安全衛生教育の実施を支援する。	平成27年度は労働者派遣法の改正の遅れ等によって、製造業における派遣労働者に対する検討会等を十分に実施することができなかったが、平成28年度は陸上貨物運送業及び商業を対象とした安全衛生教育マニュアルの策定に向けて、十分な検討会等の回数を確保するよう努めている。 平成29年度は策定済みの陸運業、商業におけるマニュアルの外国語翻訳のみを行うこととしており、減額要求としている。	17,570		17,570	7,705
66-2	72-2	B	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策)	2020年には、テレワーク導入企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上にする等の政府目標に向け、適正な労働条件下でのテレワークの普及・促進に取り組む。	良質なテレワークの普及促進を図るため必要な予算を要求する。職場意識改善助成金テレワークコースについて目標の支給決定件数を達成できなかったことを踏まえ、執行実績を踏まえた概算要求額を削減する一方で、支給要件を見直し、新たに部分在宅勤務やモバイル勤務等を実施する際にも支給されるようにするなど、テレワークの実態を踏まえ、より活用しやすい内容とし、支給決定件数の確保を図る。	275,478		275,478	134,197

社会復帰促進等事業に係る平成27年度評価の平成29年度概算要求への反映状況(平成27年度評価がAの事業)

(単位:千円)

28年度 PDCA 評価番号	27年度 PDCA 評価番号	27年度 評価	事業名	事業概要	29概算要求における見直し内容	平成28年度			平成29年度 要求(③)
						当初予算(①)	補正(②)	補正後(①+ ②)	
1	1	A	外科後処置費	外科後処置により障害補償給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を増額の上、概算要求を行うこととした。	43,240		43,240	61,160
2	2	A	義肢等補装具支給経費	業務災害又は通勤災害により両上下肢の亡失、機能障害等が残存した者の社会復帰を促進するため、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用を支給する。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を増額の上、概算要求を行うこととした。	2,987,027		2,987,027	3,361,584
3	3	A	特殊疾病アフターケア実施費	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に不随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給、及び検査等の必要な措置を行うもの。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を増額の上、概算要求を行うこととした。	3,733,250		3,733,250	3,870,205
4	4	A	社会復帰特別対策援護経費	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を減額の上、概算要求を行うこととした。	404,345		404,345	361,935
5	5	A	障害者職業能力開発校施設整備費	業務上負傷し、身体障害となった者の早期社会復帰を図るため、これらの者に対して職業に必要な技能・知識を習得させ、又は向上させるために、障害者職業能力開発校の訓練科及び施設の整備を行う。	平成29年度概算要求額が平成28年度予算額に比して大幅に増加しているところだが、これは、東京障害者職業能力開発校の建替えを始めとする平成28年度からの2か年国債の2年目分(2,634,756千円)によるものであり、他の施設整備等に係る平成29年度概算要求は、引き続き、耐用年数を超過して訓練生の安全に係るような施設整備等のみに限定して行っている。	1,167,060		1,167,060	3,101,836
6	6	A	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒に関する特別措置法第11条」に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	449,364		449,364	453,942
7	7	—	独立行政法人労働者健康安全機構運営費	療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行う。		9,896,167		9,896,167	9,726,443
7-1	7-1	A	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労災病院の運営)	・全国に30の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成。 ・労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供。 ※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医療収入)で賄っている。 ・26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等を踏まえ、ガバナンスの一層の強化を図るため、労災病院ネットワークにおける各病院の役割指示、PDCAによる評価と改善、経営指導等を更に徹底し、労災病院グループ全体として効率的に労災疾病に取り組みることとする(なお、労災病院事業については、平成29年度も引き続き交付金等の国からの財政支出を受けずに運営することとしているため、概算要求額はない)。	9,896,167の内数		9,896,167の内数	9,896,167の内数
7-2	7-2	A	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営)	・労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1箇所)を設置。 ・同センターでは、被災労働者等の病氣やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより、言語聴覚士(ST)、医療ソーシャルワーカー(MSW)など専門のリハビリテーションスタッフが対応。また、生活支援機器等の開発も実施している。 ・隣接する職業リハビリテーションセンター(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。 ・26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。	自己収入の確保に努めるとともに、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約における仕様等の見直しによって事業費等の削減に取り組み、運営費交付金割合について、前年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図ることとする。	9,896,167の内数		9,896,167の内数	9,726,443の内数

28年度 PDCA 評価番号	27年度 PDCA 評価番号	27年度 評価	事業名	事業概要	29概算要求における見直し内容	平成28年度			平成29年度 要求(③)
						当初予算(①)	補正(②)	補正後(①+ ②)	
7-3	7-3	A	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (総合せき損センターの運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(1箇所)を設置。 ・麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーション、さらに重度障害者の支援機器等の開発を行うなど総合的なせき髄損傷の専門施設。 ・26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。 	自己収入の確保に努めるとともに、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約における仕様等の見直しによって事業費等の削減に取り組み、運営費交付金割合について、前年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図ることとする。	9,896,167の内数		9,896,167の内数	9,726,443の内数
7-4	7-4	A	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労災リハビリテーション作業所の運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害(業務災害又は通勤災害)で外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援するため、労災リハビリテーション作業所を設置。 ・入所者の退所先を確保しつつ、順次廃止。(27年度をもって全ての作業所を廃止) ・26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。 	廃止(平成27年度限りで全ての施設を廃止)	0		0	0
7-5	7-5	A	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (産業殉職者慰霊事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みこころも霊堂を運営。毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行っている。 ・26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。 	利用者のサービスの向上を図りつつ、施設管理費等の更なる節減等の見直しを図ることとする。	9,896,167の内数		9,896,167の内数	9,726,443の内数
7-6	7-6	A	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (治療就労両立支援センターの運営)	<ul style="list-style-type: none"> ・過労死予防等に関する個人対象の指導・相談を中心とした予防医療活動を行ってきた「勤労者予防医療センター」については、平成26年度に予防医療や治療と就労の両立支援に関する調査研究を行う「治療就労両立支援センター」に改組した。 ・全国9箇所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止並びに傷病による休業等からの職場復帰及び治療と就労の両立に関する勤労者に対する健康相談及び指導に係る事例の収集・集積その他の情報の収集及び調査研究を実施。 ・26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。 	治療就労両立支援センターにおける事例の収集・集積その調査研究を実施しつつ、施設管理費等の更なる節減等の見直しを図ることとする。	9,896,167の内数		9,896,167の内数	9,726,443の内数
7-7	69	A	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (旧「独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費」)	<ul style="list-style-type: none"> ・応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うとともに、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。 ・研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表する。 ・その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学的な側面から究明した上で、行政に報告する。 ・26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。 	調査研究業務を効率的かつ効果的に実施しつつ、施設管理費等の更なる節減等の見直しを図ることとする。	9,896,167の内数		9,896,167の内数	9,726,443の内数
7-8	35	A	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (旧化学物質の有害性調査等事業)	化学物質による職業がんの防止を図るため、発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにする。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、効果的に実施する。	9,896,167の内数		9,896,167の内数	9,726,443の内数
8 (旧70と 統合)	8	A	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	労働者の業務上の疾病等の療養や、その職場復帰・社会復帰を促進するための交付施設並びに安全衛生分野の調査及び研究、試験をするための研究施設に対して必要な整備等を行う。	中期目標に基づき、既存の施設等の耐用年数、使用頻度等を考慮し、施設整備及び機器整備を実施する各事業毎に整備計画を立て、これに基づき契約を進めていることから、今後も計画の適正な実施を図ることとし、増額要求を行っている。	2,815,173		2,815,173	3,548,993
9	9	A	労災疾病臨床研究補助金事業	認定基準が確立されていない疾病や鑑別・判断が困難な疾病に係る診断方法及び診断技術に係る臨床研究、放射線業務従事者の健康影響に係る疫学研究、過労死防止対策推進法に基づく調査研究などについて、広く研究者を募り、当該研究事業を補助することにより、新しい知見を見だし、技術水準の向上を図る。	調査研究対象の縮小による減少	1,684,850		1,684,850	1,116,671

28年度 PDCA 評価番号	27年度 PDCA 評価番号	27年度 評価	事業名	事業概要	29概算要求における見直し内容	平成28年度			平成29年度 要求(③)
						当初予算(①)	補正(②)	補正後(①+ ②)	
-	10	A	長期にわたる療養が必要な労働者のための復職等支援	長期にわたる療養が必要な労働者が治療を終えて職場に復帰する際や治療を行いながら就労継続する際に、企業の人事労務担当者・産業医と病院の主治医間で、当該労働者に係る治療状況や病状等の情報共有が適切に行われず、病院、企業双方において勤務状態・状況等を踏まえた適切な治療・労務管理等が行われない状況が発生しており、長期にわたる治療が必要な疾病を抱えた労働者が職場復帰し、就労継続することが困難となっている。そこで本事業では、既に労働者の復職や復職後の就労継続の支援(以下「復職等支援」という。)を行っている団体や労働者の復職を受け入れた実績のある企業等に対して労働者の復職等支援に係る取組等についてヒアリング調査を行い、その結果を検討委員会で議論し、労働者の復職等支援に係る課題やその解消策を取りまとめる。	廃止(平成27年度限りの事業)	0		0	0
10	11	A	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置を行う。	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより減額要求を行っている。	7,971		7,971	7,210
11	12	A	労災就労保育援護経費	労災年金受給者に対し当該家族の就労のため、未就学児を幼稚園、保育所等に預ける必要がある場合にその保育に要する経費の支給を行う。	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより増額要求を行っている。	80,258		80,258	76,442
12	13	A	労災就学援護経費	労災年金受給者及びその子弟で学校教育法第1条に規定する学校等に在学する場合であって学費の支弁が困難と認められる者に対して労災就学援護費の支給を行う。	執行実績を踏まえ、給付見込額を見直したことにより減額要求を行っている。	2,920,866		2,920,866	2,779,702
13	14	A	社会復帰相談員等設置費	労働基準監督署等に社会復帰相談員等を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。	社会復帰相談員等の処遇改善に伴う日額単価等の増額等により、増額要求を行っている。	566,902		566,902	817,816
14	15	A	労災ケアサポート事業経費	在宅で介護、看護等が必要な労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援等を実施する。	引き続き受託者からの状況把握及び必要な指導を行うことにより、適切な事業運営がなされるよう努める。 なお、本事業については、平成29年度から平成31年度までの次期契約のため、本年度「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札を実施する予定であり、競争性とサービスの質の確保が強く求められている。このため、平成29年度概算要求においては、人員配置等の効率化を進める一方、要件緩和として一般管理費率を引き上げる(10%→15%)こと及び介護分野の人手不足という厳しい環境下で質の高い事業を安定的に実施できるよう賃金水準の上昇を見込んだことにより、平成28年度に対して増額要求となっている。	462,412		462,412	480,673
15	16	A	休業補償特別援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、運発性疾患に罹患し、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給する。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を増額の上、概算要求を行うこととした。	1,474		1,474	1,493
17	18	A	労災特別介護施設設置費	在宅で介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供するための労災特別介護施設の整備・修繕を行う。	引き続き関係者と十分連携し、予定している修繕を実施できるよう努める。 なお、平成29年度概算要求については、経年劣化が進行している労災特別介護施設において、入居者の生命・生活に影響を及ぼしかねない緊急性の高い修繕案件があること及び本年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した殺傷事件を受け、施設における外部からの侵入者等に対するセキュリティ対策を強化する必要があることから、増額要求を行っている。 また、本事業については、本年4月に発生した熊本地震により発生した施設建物の破損及び設備機器の故障等に対応するため、平成28年度補正予算においてその所要額を要求している。	200,178	352,240	552,418	717,713
19	20	A	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を減額の上、概算要求を行うこととした。	2,844,105		2,844,105	2,843,450
20	21	A	労災援護金等経費	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を減額の上、概算要求を行うこととした。	8,324		8,324	7,673

28年度 PDCA 評価番号	27年度 PDCA 評価番号	27年度 評価	事業名	事業概要	29概算要求におけるの見直し内容	平成28年度			平成29年度 要求(③)
						当初予算(①)	補正(②)	補正後(①+ ②)	
-	22	A	石綿関連疾患診断技術普及事業	医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、研修プログラムを作成し、研修を実施する。	廃止(平成28年度からは事務費「石綿による健康被害の早期救済及び周知広報等経費」に統合・組替の上、実施)	0		0	0
-	23	A	石綿確定診断等事業	石綿関連疾患に対する豊富な症例経験と知識を有する機関等において、労働基準監督署等からの確定診断依頼に基づき、複数の専門家による確定診断を行い、当該労働基準監督署等に対して意見書の提出等を行う。	廃止(平成28年度からは事務費「石綿による健康被害の早期救済及び周知広報等経費」に統合・組替の上、実施)	0		0	0
22	24	A	労働安全衛生等事務費	労働安全衛生行政を執行するにあたって必要となる事務補助等に要する経費である。	執行実績を踏まえて、引き続き要求を行うこととし、非常勤職員の処遇改善を目的として保険料等の必要経費を確保するため、増額要求を行っている。	195,255		195,255	210,696
23	25	A	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	企業からの申請に基づき、労働環境水準の高い優良企業を客観的な指標で評価し、積極的に公表することにより、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業の情報を求職者等に共有することを目的とする。	事業の実施状況等を踏まえ、引き続き要求を行うこととし、加えて制度の更なる促進に向け、周知啓発にかかる事業を拡大して実施することとしたため、増額要求を行っている。	32,030		32,030	42,244
24-2	28-2	A	安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元管理事業)	「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条但し書きに規定する指定機関として、同省令第24条及び25条並びに登録講習機関の自主的な情報提供に基づき登録講習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生法規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	119,841		119,841	119,841
24-3	28-3	A	安全衛生啓発指導等経費 (職場の安全衛生情報の周知・意識啓発事業)	事業場が自主的に安全衛生対策に取り組めるよう災害統計や過去の災害やヒヤリハット事例、化学物質等の必要な情報を、「職場のあんぜんサイト」を通じて提供する。また、既に自主的な対応を進めている事業場の参画を得て、安全対策や活動の実例を業種や企業を超えて共有化することにより、事業場の安全意識を高める。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	51,336		51,336	52,769
25	29	A	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	ASEAN諸国及び日本、中国、韓国の政府機関によるネットワークである「ASEAN-Oshnet+3」や国際労働機関(ILO)の開催する国際会議、セミナー等に参加して、労働安全衛生分野における的確な国際化への対応を図る。	成果目標を達成しているところであり、引き続き成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	7,840		7,840	7,840
26-1	30-1	A	職業病予防対策の推進 (東電福島福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理対策等)	技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。 東電福島福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、第一原発の作業届について、被ばく防護措置が適切であるか確認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。 緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を行うとともに、緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導を実施する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施する。	長期的健康管理システムの改修経費の見直しにより要求額を減額する一方、廃炉等作業従事者への健康相談事業を行うため、増額している。	362,159		362,159	373,166
26-2	30-2	A	職業病予防対策の推進 (原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導)	避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者の連合体等に対して線量管理指導員を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導するとともに、教育用の資材を貸与し、連合体等における放射線管理の適切な実施の指導等を行う。	廃止(平成28年度限りの事業)	37,475		37,475	0
26-3	30-3	A	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化)	東電福島第一原発作業員や除染作業員の放射線被ばく状況やその対策について、国際機関等が作成する報告書等では事実誤認や厚生労働省の見解とは相容れない記載が見られるなど、必ずしも正しく認識されていない状況であることから、作業員の放射線被ばく状況やその対策に関連する情報を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページのほか、世界保健機関(WHO)や国際労働機関(ILO)などの国際機関への情報提供や国連機関の駐在事務所を通じた国際発信等を実施する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	17,788		17,788	16,660
27	31	A	じん肺等対策事業	不可逆性の疾病であるじん肺に対する適切な診断、治療技術の向上等を図るとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断を実施する。 また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、石綿障害予防規則等に基づき、当該作業にかかる適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。	事業の実績を踏まえて健康診断及び健診旅費の支給込み件数を見直した。また、電動ファン付き呼吸用保護具の買取り試験を有効期間内に実施するため、対象数を増加させる(36型式→48型式)とにより、増額要求を行っている。	1,598,248		1,598,248	1,608,626

28年度 PDCA 評価番号	27年度 PDCA 評価番号	27年度 評価	事業名	事業概要	29概算要求におけるの見直し内容	平成28年度			平成29年度 要求(③)
						当初予算(①)	補正(②)	補正後(①+ ②)	
29	33	A	新規化学物質の有害性調査試験	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。	優良試験所基準現地調査訪問に係る通訳費用を計上することにより増額要求を行っている。	74,281		74,281	74,659
30	34	A	職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備	職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いたリスク評価を実施するとともに、事業場における自律的な化学物質管理の推進のため、化学物質管理に関する相談窓口の設置や訪問指導の実施、GHS分類やモデル表示・モデルSDSの作成等により、職場での化学物質管理の支援体制の整備を図る。	事業場で膀胱がんを発症する事案が発生したことを受け、経皮ばく露量、保護具を経由したばく露量等について新たに調査を行うことにより増額要求を行っている。	497,266		497,266	507,298
31	36	A	石綿障害防止総合相談員等設置経費	労働者の石綿による健康障害を防止するため、石綿障害防止総合相談員及び石綿届出等点検指導員を設置し、労働者の石綿による健康障害を防止するための相談、石綿含有建築物の解体等についての届出の審査や事業者への指導を行う。	執行実績を踏まえて、引き続き要求を行うこととし、非常勤職員の処遇改善を目的として保険料等の必要経費を確保するため、増額要求を行っている。	245,891		245,891	301,405
32	37	A	労働衛生指導医設置経費	頻発する労働者の職業病を未然に防止し、医学的専門知識をもとにする職業病の原因把握、健康管理等に関する専門的事項について要請に応じ、また必要に応じ事業場に対し指導を行わせるため労働衛生指導医を設置する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	3,207		3,207	3,325
33	38	A	産業保健活動総合支援事業	労働者の健康確保のため、治療と職業生活の両立支援、ストレスチェック、健康診断やその事後措置等の労働衛生管理について、医師や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施など、事業場の産業保健活動を支援する。	治療と職業生活の両立支援に関する相談や事業場に対する指導援助を充実させるために増額要求を行っている。	3,611,960		3,611,960	3,684,669
34	39	A	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費	時間外労働・休日労働に関する協定について、限度時間を超えた時間で協定を締結している事業場に対して、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。 事業主、労務担当者等を対象に、過重労働解消のためのセミナーを行う。	労働時間管理適正化指導員の増員、インターネット監視事業の監視体制の拡充等を行うため、増額要求とした。	501,915		501,915	920,972
35	40	A	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化	劣悪な労務管理を行い、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、夜間・休日に労働基準法などに関して電話相談を受け付ける常設の「労働条件相談ほっとライン」の設置による相談体制の整備や、労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件ポータルサイトの開設、大学や高校等での法令の周知啓発の実施などの情報発信を行う。	労働条件相談ほっとラインの相談体制の拡充、労働条件ポータルサイト学習用コンテンツとしてアプリの開発、高校等での法令等の周知啓発回数の増加等のため、増額要求とした。	229,587		229,587	314,575
37	42	A	メンタルヘルス対策等事業	メンタルヘルス・ポータルサイトによる情報提供・メール相談や、労働者等からのメンタルヘルスや過重労働による健康障害に関する電話相談を実施する。	ストレスチェック実施プログラムの改修等を行うため増額要求を行っている。	84,482		84,482	102,317
39	44	A	新規起業事業場対策	新規起業事業場等に対する適正な職場環境形成のための支援等を行う。	WEB診断事業について、36協定等作成支援ツールの開発を行う等の拡充を行うため、増額要求とした。	109,569		109,569	113,931
43	48	A	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用いチェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う。 (なお、諸外国の先進的な対策を検討し、検討結果に基づく我が国への林業労働災害防止対策に応用可能な対策を実地に検証する委託事業については、平成25年限りで廃止。)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	6,228		6,228	6,468
44	49	A	機械等の災害防止対策費	本省、労働局及び労働基準監督署による機械設置届等に係る審査及び実地調査、担当職員の養成等を行う。 中小企業で製造される電子制御装置において、「機能安全」が適切に活用されるよう、設計段階でのリスクアセスメント手法等に関するマニュアル等を作成する。 経年劣化した設備による労働災害防止対策を確立するための必要な検討を行う。 防爆構造電気機械器具等の型式検定対象機械等について、構造規格に適合しない製品が流通することを未然に防止するため、輸入機械等を中心に市場に流通している機械等の買取試験を行う。	事業の執行状況を踏まえて、引き続き要求を行うこととし、設備の老朽化の実態調査等について新規に委託事業を実施するため、増額要求を行っている。	66,705		66,705	101,164
45	50	A	特別安全衛生指導等経費	火災、爆発等の重大災害や科学的・技術的に解明が困難な災害等の原因を総合的に調査し同種災害を繰り返さないための防止対策の検討に活用するための調査を行う。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	47,104		47,104	47,104

28年度 PDCA 評価番号	27年度 PDCA 評価番号	27年度 評価	事業名	事業概要	29概算要求におけるの見直し内容	平成28年度			平成29年度 要求(③)
						当初予算(①)	補正(②)	補正後(①+ ②)	
46	51	A	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成し、ホームページへの掲載等を行う。 介護事業場における就労環境に即した労務管理の確立、労働災害防止対策の推進を図るため、セミナー及び個別指導を行う。	成果目標を達成しているところであり、引き続き同規模の事業を実施することとした。ただし、相談員の待遇改善のため増額要求とした。	194,594		194,594	212,072
47	52	A	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	自主点検表の作成等を行う。	成果目標を達成しているところであり、引き続き同規模の予算で実施することとした。	5,185		5,185	5,185
-	53	A	「労災かくし」の排除のための対策の推進	「労災かくし」が多発する状況が続くと、被災労働者に対し適正な保護が行われなくなることから、これを排除するための周知等を行う。	廃止(平成27年度限りの事業) なお、平成28年度から、労災かくしに関する指導・相談等業務を行う労災請求適正化相談員と、不正受給防止に関する調査・指導等の業務を行う労災保険専門調査員を廃止し、新たに設置する労災保険給付専門調査員がそれらの相談員が行っていた業務を行うこととなったため、従前の労災かくしに係るポスター・パンフレット作成経費や労災請求適正化相談員に係る経費については、労災保険給付専門調査員の設置にかかる経費の一部として計上し、社会復帰促進等事業として実施しない。 また、建設業者への集団指導及び事業場に対する調査事業については、「特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費」(平成27年度事業番号51)に統合し実施することとしている。	0		0	0
48	54	A	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	発注者(荷主)を含めた(元請)貨物自動車運送業者及び下請運送業者について協議会を設置し、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を行う。 新規許可事業者を対象として国土交通省が行う講習会において、労働基準法等の労務管理の基礎を教示し、指導を行う。 地方運輸支局等との間で都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善に係る情報・意見交換を行う。	成果目標を達成しているところであり、引き続き同規模の予算で実施することとした。	58,212		58,212	55,960
50	56	A	家内労働安全衛生管理費	家内労働をとりまく諸問題について、その実態の把握等を行い、職業病の予防及び早期発見を図るため、家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導により、災害防止のための適切な指導を行い、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。また、危険有害業務に従事する家内労働者・委託者の安全衛生に関する意識の向上等のため、危険有害性が相対的に高い地域・業種における災害防止対応、サプライチェーン関係者の安全衛生への関与の在り方等について調査を行い、安全衛生取組のモデル事例に関するハンドブックを作成・配布する。	平成29年度においては、危険有害業務に従事する家内労働者・委託者等への安全衛生に関する周知啓発を図るため、平成28年度までに作成したガイドブック等を利用したセミナー等を実施するとともに、総合的な情報提供サイトを開設することとし、これらに要する経費の要求を行っている。	28,684		28,684	30,087
51	57	A	女性労働者健康管理等対策費	女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性健康管理を推進する。また、子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例の周知・啓発を行う。	子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例の収集に係る事業を廃止したため、減額要求を行っている。	49,335		49,335	44,155
55	59	A	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に職場改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行っていた事業(平成13年度以降、新規の融資は廃止)であり、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。	残存する債権の減少に伴い減額要求としている。	166,757		166,757	98,986
56	60	A	労働災害防止対策費補助金経費	労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき設立された各種労働災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	第12次労働災害防止計画の最終年度に当たる平成29年度において、計画の目標の達成に向け、労働災害防止対策をより一層強力に推進する必要があることから、建設業安全衛生統括指導者の配置(新設)及び、企業・業界団体に対する自主的な安全衛生活動の支援の拡充等、各防災団体の重点的な取組に対し、増額要求を行っている。	1,367,248		1,367,248	1,454,565
59	63	A	安全衛生施設整備費	化学物質による職業がん対策を進めるためには、化学物質について動物の長期吸入有害性調査を行うことが必要であり、これを我が国で唯一行っている日本バイオアッセイ研究センター等の施設整備を行う。	施設を適切に運営できるよう計画的な予算要求を行うため、引き続き要求を行うこととしている。なお、日本バイオアッセイ研究センターの耐震工事の設計経費にかかる増額などにより、増額要求を行っている。	506,080		506,080	569,717
60	64	A	雇用均等指導員(均等担当)の設置	セクシュアルハラスメント等に関する事項は、雇用環境・均等部(室)の相談や是正指導の中で最も多くを占めており、特に通院もしくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からのセクシュアルハラスメントに関する相談等が増加していることから、雇用均等指導員(均等担当)を配置し、精神障害の発症及び再発を防止する。	妊娠・出産等を理由とする不利益取扱(いわゆるマタニティーハラスメント)に関する相談件数が年々増加しており、労災補償状況についてもいじめ、嫌がらせを原因とする精神障害の決定件数が増加傾向にあることに加えて、改正男女雇用機会均等法(いわゆるマタニティーハラスメントの防止措置)が平成29年1月から施行されることから相談件数はさらに増加することが想定される。 このようなことから、労働者の心のケア等に関する相談に対応する雇用均等指導員の増員(7名→14名)を求め、増額要求を行っている。	20,770		20,770	53,298

28年度 PDCA 評価番号	27年度 PDCA 評価番号	27年度 評価	事業名	事業概要	29概算要求におけるの見直し内容	平成28年度			平成29年度 要求(③)
						当初予算(①)	補正(②)	補正後(①+ ②)	
61	65	A	女性就業支援全国展開事業	全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。	28年度予算で計上していた蔵書検索システムの導入経費の減により、減額要求となっている。	47,270		47,270	46,981
62	66	A	短時間労働者健康管理啓発指導経費	パートタイム労働者に対する健康診断等についてパートタイム労働者を雇用する事業主に対して啓発指導を行うことにより、パートタイム労働者の健康管理等を推進する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き同規模の予算で実施することとした。	6,459		6,459	6,459
63	67	A	就労条件総合調査費	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	当該調査については、平成29年度に3箇年(平成29～31年度)の調査業務委託の調達を実施する予定であるが、平成26から28年度に実施した調査と同程度の質を確保するためには、これまで以上の人員の確保が必要になることが見込まれ、調達での入札額が前回(平成26年度実施)よりも高くなることを想定して、単年度当たりの予算額を約890万円増額した。	20,592		20,592	29,509
64	68	A	雇用均等行政情報化推進経費	企業における男女労働者の取扱い、育児・介護休業の状況等に係る事業場の基本情報についてデータベース管理を行うことにより、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化を図る。	成果目標を達成しているところであり、引き続き同規模の予算で実施することとした。	103,464		103,464	99,125
-	70	A	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務遂行のために必要な施設及び設備機器の整備に要する経費である。		0		0	0
65	71	A	未払賃金立替払事業実施費	企業倒産により退職を余儀なくされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替払する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費である。	近年の事業実績及び経済情勢等を踏まえ、未払賃金立替払事業費補助金等を精査の上、所要額を計上した結果、減額要求を行っている。	8,191,740		8,191,740	8,141,163
66-3	72-3	A	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(医療労働者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組)	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。	勤務環境の改善に取り組む医療機関に対する支援の充実を図るための調査・研究を拡充するため、増額要求を行った。	289,500		289,500	303,496
67	73	A	中小企業退職金共済事業経費	中小企業退職金共済制度において、中小零細企業における退職金制度確立に向けて新規加入を促進するため、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	平成27年度の状況及び平成28年度の状況から、平成29年度の新規加入者数が増加することが見込まれるため、増額要求を行っている。	1,912,497		1,912,497	2,054,539
69	75	A	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	独立行政法人労働政策研究・研修機構において、労働に関する事務に従事する者に対する研修等を行うために必要な経費である。	交付金算定ルールに基づく効率化を行いつつ、引き続き実施することとした。	106,986		106,986	106,986
70	76	A	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。	中期計画に基づき、必要最小限の施設整備に限定して実施することとした。	54,805		54,805	94,625
71	77	A	個別労働紛争対策費	個別労働関係紛争の解決・促進を図るため、以下の事業を実施する。 ①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実 ⑤統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化の推進	「いじめ・嫌がらせ」といった複雑困難な事案を含む年間100万件を超える総合労働相談に対応する総合労働相談員755名について、政府が強力に推進する「同一労働同一賃金等の働き方改革」を踏まえた処遇改善を図るための必要な経費を盛り込んだため、増額となっている。	758,572		758,572	1,026,076
72	78	A	雇用労働センター設置・運営経費	国家戦略特別区域に雇用労働相談センターを設置し、新規開業直後の企業、グローバル企業等に対する相談等の援助を的確に実施することにより、労使間の紛争が生じることなく事業展開することを容易にするとともに、過重労働による健康障害防止や長時間労働の抑制、労働災害発生防止、雇用の安定等を図る。	平成29年度においては、雇用労働相談センターの設置数増加の可能性を踏まえ、事業内容の見直しを実施し、1特区当たりの要求額について、△19,898千円の削減を行っている。	360,570		360,570	399,979